劇場・音楽ホール等におけるピアノ特殊奏法の実施状況に関する調査報告

JaSMAM第13回冬の研究大会
2021年2月13日（土）

伊志嶺絵里子（東京藝術大学非常勤講師）
黒崎八重子（一般社団法人もんてん代表理事）
大澤寅雄（株式会社ニッセイ基礎研究所 芸術文化プロジェクト室／文化生態観察）

助成：公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京

概要

- 本調査は、一般社団法人もんてんが、2018～2021年にかけて東京芸術文化創造発信助成【長期助成プログラム】事業（芸術創造環境の向上に質する活動）として、アーツカウンシル東京の助成を受けて展開しているプロジェクト「未来に受け継ぐピアノの音楽の実験」（2018～2021年）の一環として、2019年に実施された。
- 本調査は、一般社団法人もんてん代表理事 黒崎が中心となって調査を実施（調査設計を含む）、大澤がその調査結果の集計及び図表の作成を行い、伊志嶺がそれを元に本大会用の資料を作成した。

調査概要

調査目的と背景

目的

- 文化施設（ホール等）におけるピアノの特殊奏法※の実施環境に着目し、特殊奏法の実施状況及びピアノ管理状況について把握する。

（最終的には、特殊奏法を含む作品の上演を文化施設が検討できるようになるための基準、ピアノ使用指標を作ることを目標にしている。）

背景

- 今日の音楽表現の拡張、多様化に伴い、様々な新しいピアノの特殊奏法が試みられいる一方、特にこうした奏法を伴う公演は、ピアノの管理上の事情などホール環境の問題によって、実現できる場が限られている。
- 特殊奏法を含む作品の公演を実施してきた両国門天ホールでは、特殊奏法の演奏や創作を望む音楽家や学生が、実現できる環境が限られているがゆえに、新たな可能性の開拓を諦めているケースがあることを確認してきた。（一般社団法人もんてん主催「未来に受け継ぐピアノ音楽の実験　ワークショップ、コンサート、座談会 2018-2020」より）
- 先行研究では、文化施設におけるピアノの特殊奏法の実施状況やピアノ管理状況に関する調査は行われていない

※ピアノの特殊奏法・・ピアノの設計時に想定された操作法を超える音の出し方のこと。ピアノの弦を直接触って演奏したり、弦の上に物を乗せたり、弦の間に物を挟み込んで弾いたり、ピアノの内部をマレットで叩く等の奏法をさす。海外では“extended piano technique”（拡張されたピアノ奏法）と表記される事が多い。

調査対象

- 以下の条件により**282施設**を調査対象とした。
  - 【都内施設】「東京近郊音楽ホール一覧」home.u05.itscom.net/soujutei/hall.htmに掲載されている施設：**115施設**
  - 【都以外の施設】日本音楽教育文化振興会「全国主要ホール」http://www.jmecps.or.jp/link8.phpに掲載されている施設のうち、施設のウェブサイトから現代音楽※の公演の実績が確認できた施設＋本プロジェクトの「ホールリサーチ」部会により明らかに現代音楽の公演を実施していると判断された14施設：**167施設**

※ここでいう「現代音楽」とは、無調音楽が出現する20世紀以降の芸術音楽をさす

調査方法

- 調査方法：郵送形式による調査票の配布・回収

- 調査期間：2019年7月17日～9月10日

- 回答数（有効回答率）：106件（37.6%）
- 回答者 の内訳（複数回答）：

施設管理者	45
企画担当者	26
技術担当者	18
その他	25
無記入	6

(人)

調査設計の留意事項

- 本調査の対象施設は、都内はピアノを所有する施設、都外は現代音楽の公演実績がある施設となっており、都内外で対象施設の属性が異なっている点に留意が必要である。回答施設の特徴としては、クラシック音楽のコンサートを積極的に実施している施設が多く含まれている点が挙げられる。
- 調査設計段階において、各設問事項が自主事業を対象にしたものなのか、貸館事業を対象にしたものなのか明確にしていなかったこと、また回答施設もその捉え方が異なっていたため、設問に対する各施設の回答が（どちらの事業に言及しているのか）一律になっていない。

調査結果①

ピアノ所有状況について

文化施設で所有しているピアノの機種及び台数（回答のあった台数の計・複数回答可）

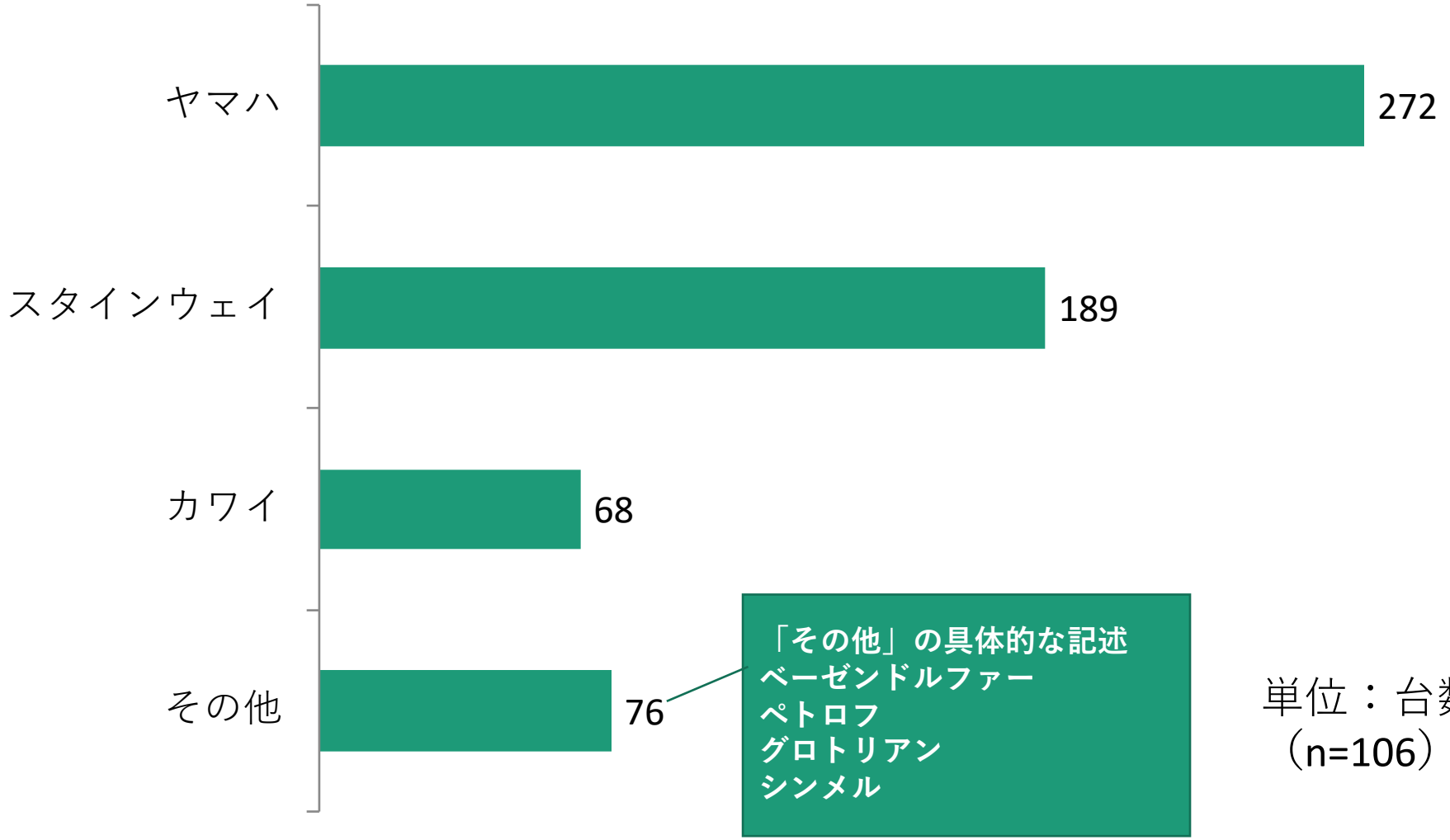

単位：台数
（n=106）

回答のあったピアノ総数に対する割合

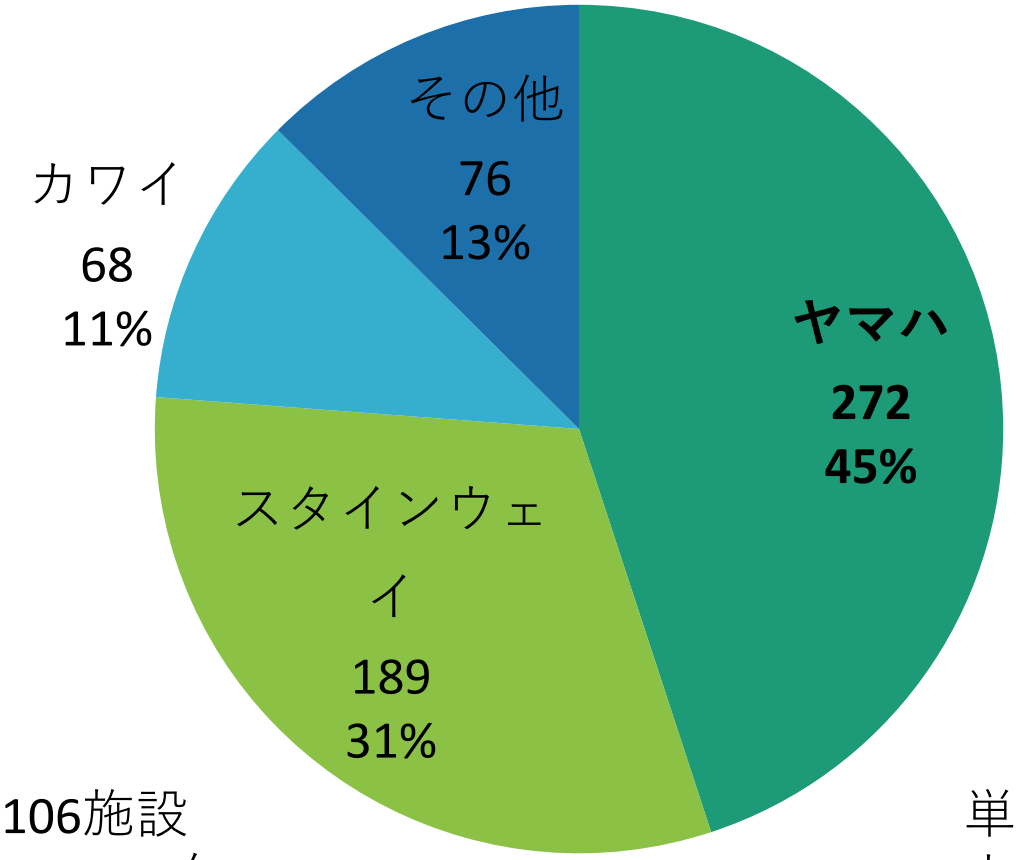

回答施設　106施設
ピアノ総数　　605台
1ホールあたり平均所有台数　5.71台

単位
上段：台数
下段：割合（n=605）

1ホールあたりの平均所有台数

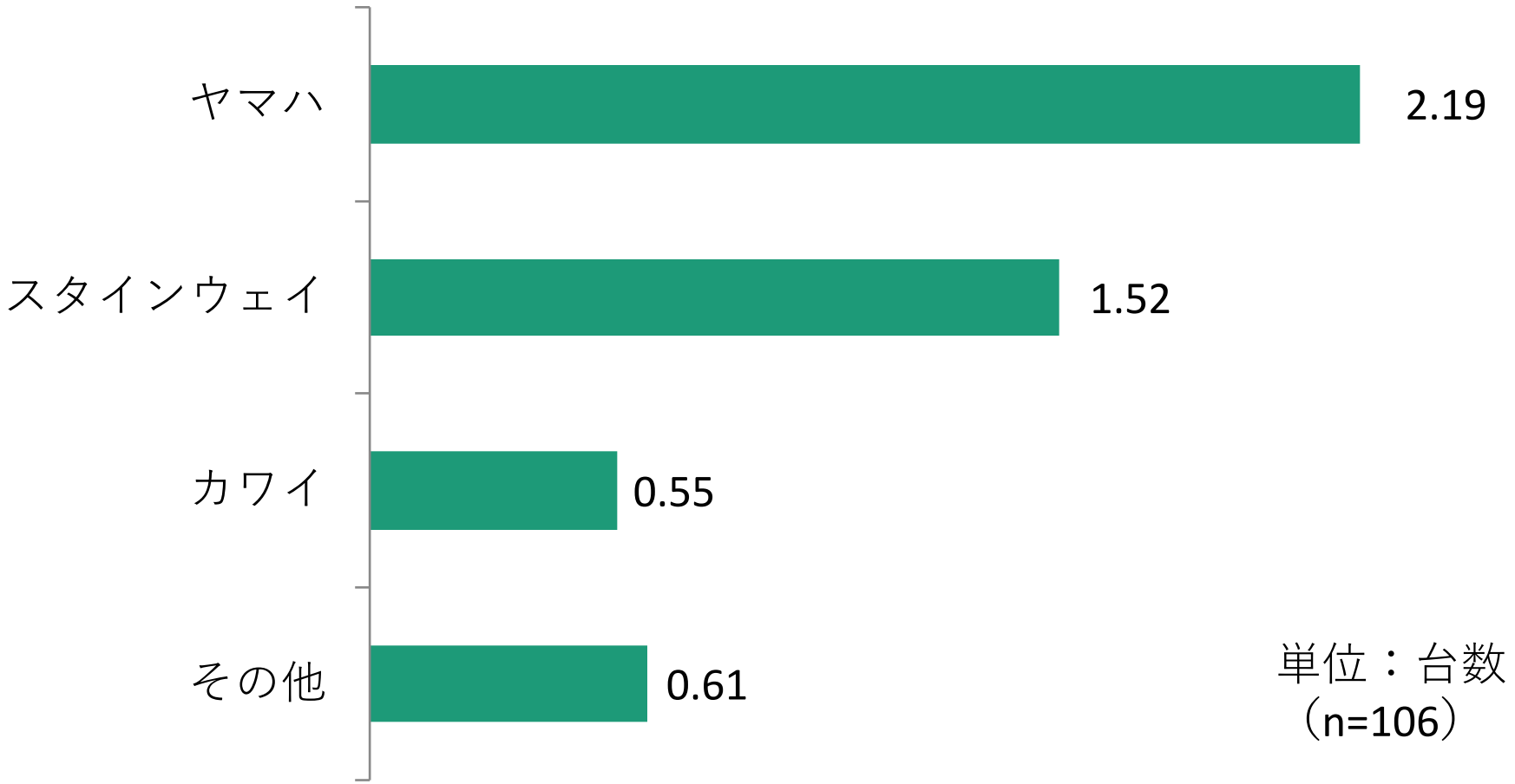

調査結果②

ピアノに関する規定について

ピアノの購入、保守・管理に関する組織規定の有無

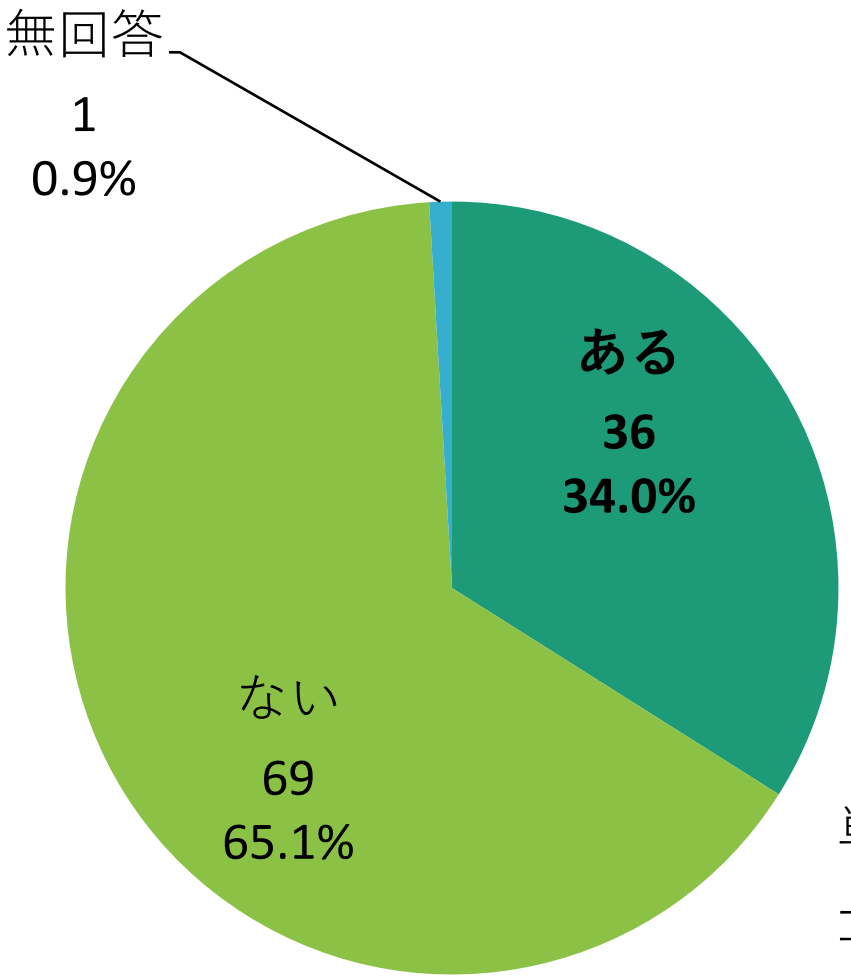

単位
上段：回答数
下段：割合（n=106）

ピアノの購入、保守・管理に関する責任者（自由記述）

【施設設置者または管理責任者で常駐ではないことが推測される職位】

- 市
- 市、保守・管理については指定管理者
- 理事長
- 文化課長

【組織の管理職に分類できる職位】

- ホール館長及び設置者
- 施設長
- ホール代表館長
- ホール副館長
- 館長、副館長
- 副館長
- 副館長、主査
- 事務局長

【施設や備品の管理に関する職位】

- 施設サービスグループ長
- 施設運営課長
- 施設管理課長
- 総務係

【事業の企画制作に関する職位】

- 事業課長
- 舞台制作課チーフ
- 事業推進課長(舞台所管課)
- 音響・舞台設備管理者

【分類不能な記述】

- 副主幹
- 係長
- 特に定めなし

調律の必要がある場合、誰が調律しているか

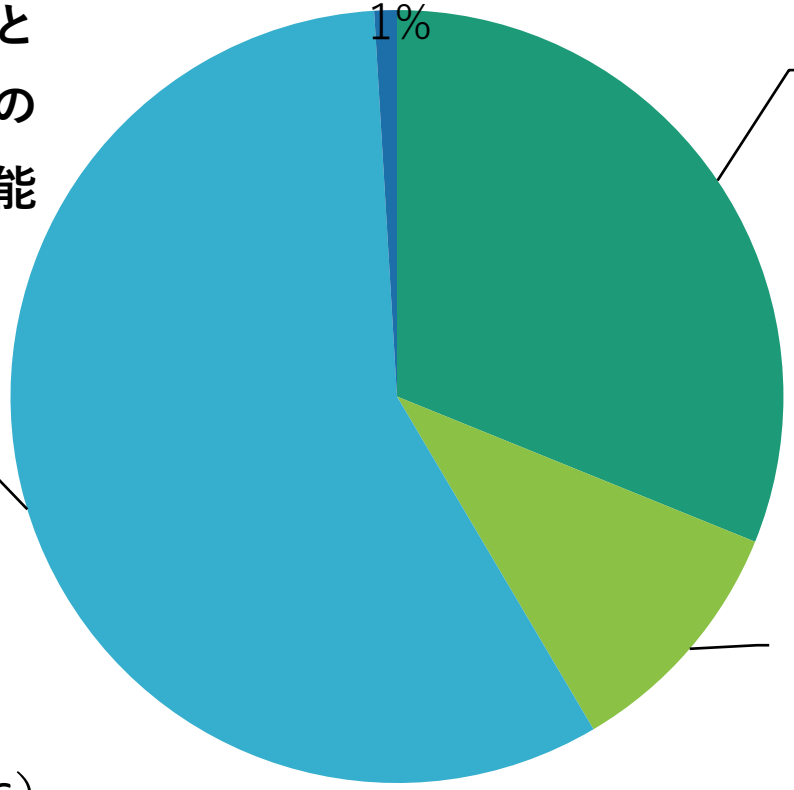

単位
上段：回答数
下段：割合（N=106）

ピアノの使用規定の有無

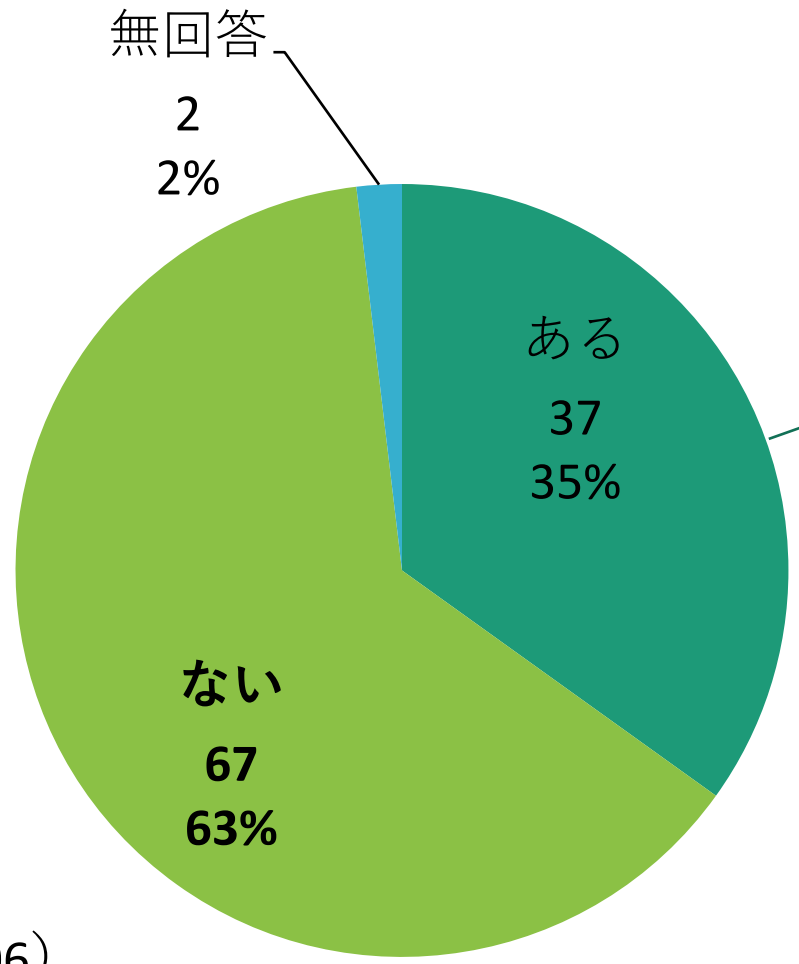

ピアノの使用規定が「ある」場合のピアノ特殊奏法に対する規定の有無については次頁

単位
上段：回答数
下段：割合（N=106）

（ピアノの使用規定がある場合）
ピアノ特殊奏法に対する規定の有無

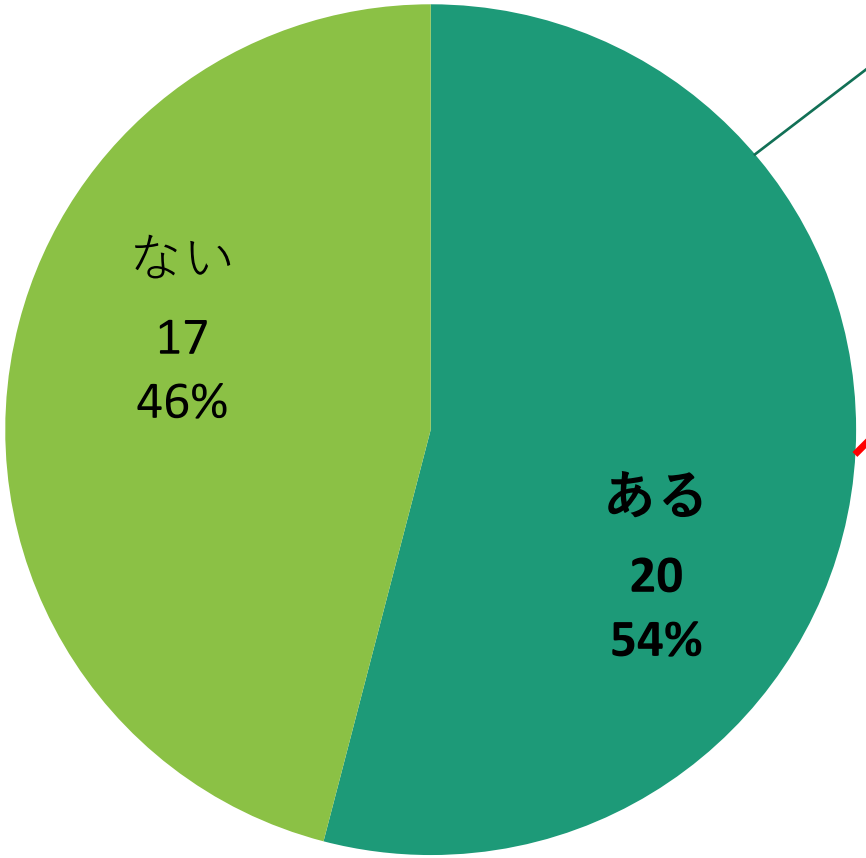

回答施設全体（106件）を100％とすると19%

「ある」と回答した施設の中で、8割の施設は、所有ピアノによる特殊奏法を認めていない。

単位
上段：回答数
下段：割合（n=37）

調査結果③

ピアノの特殊奏法について

ホール等では所有ピアノで特殊奏法は可能か

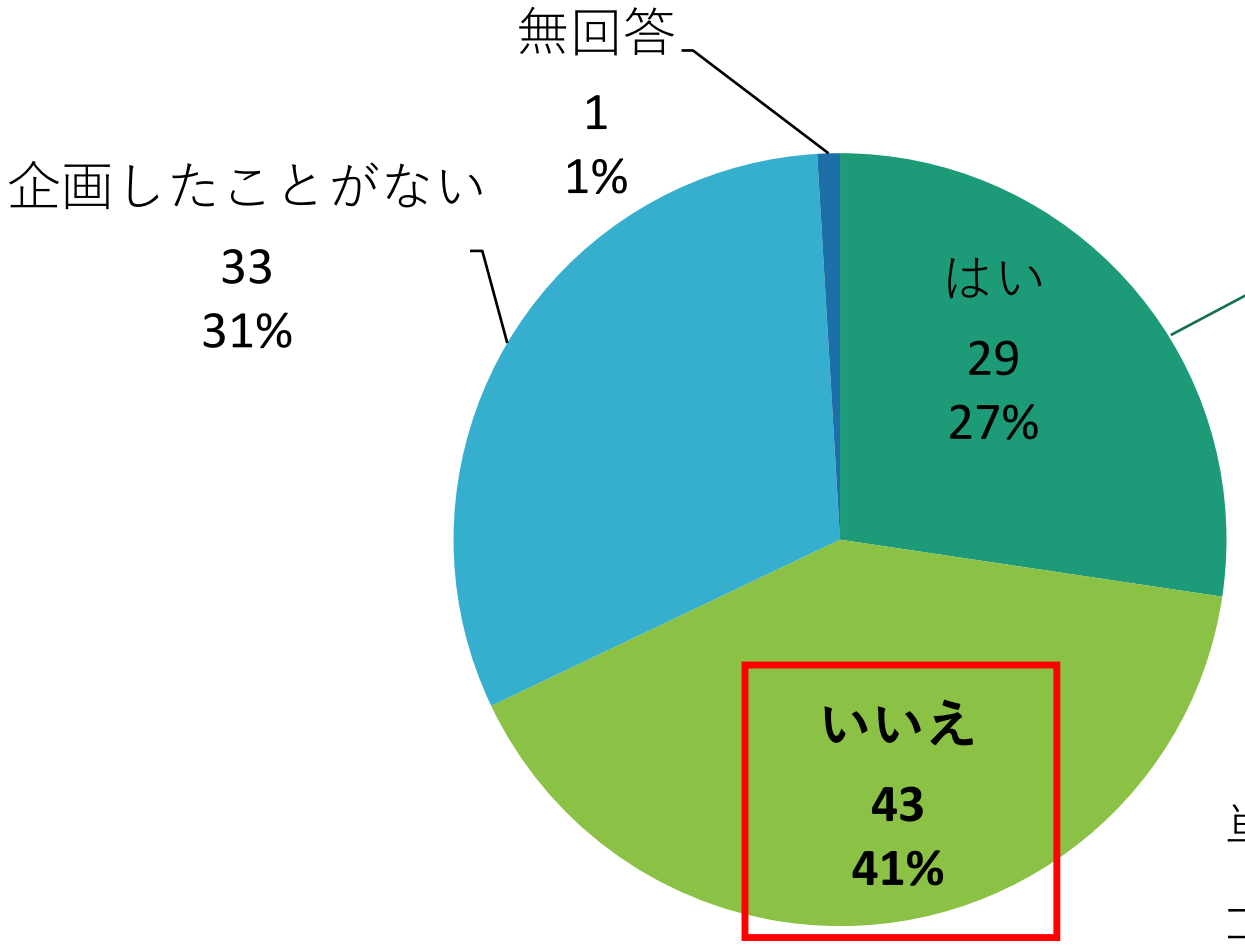

可能かどうかに「はい」と回答した場合の特殊な奏法については次頁

単位
上段：回答数
下段：割合（N=106）

可能な奏法（複数回答可）

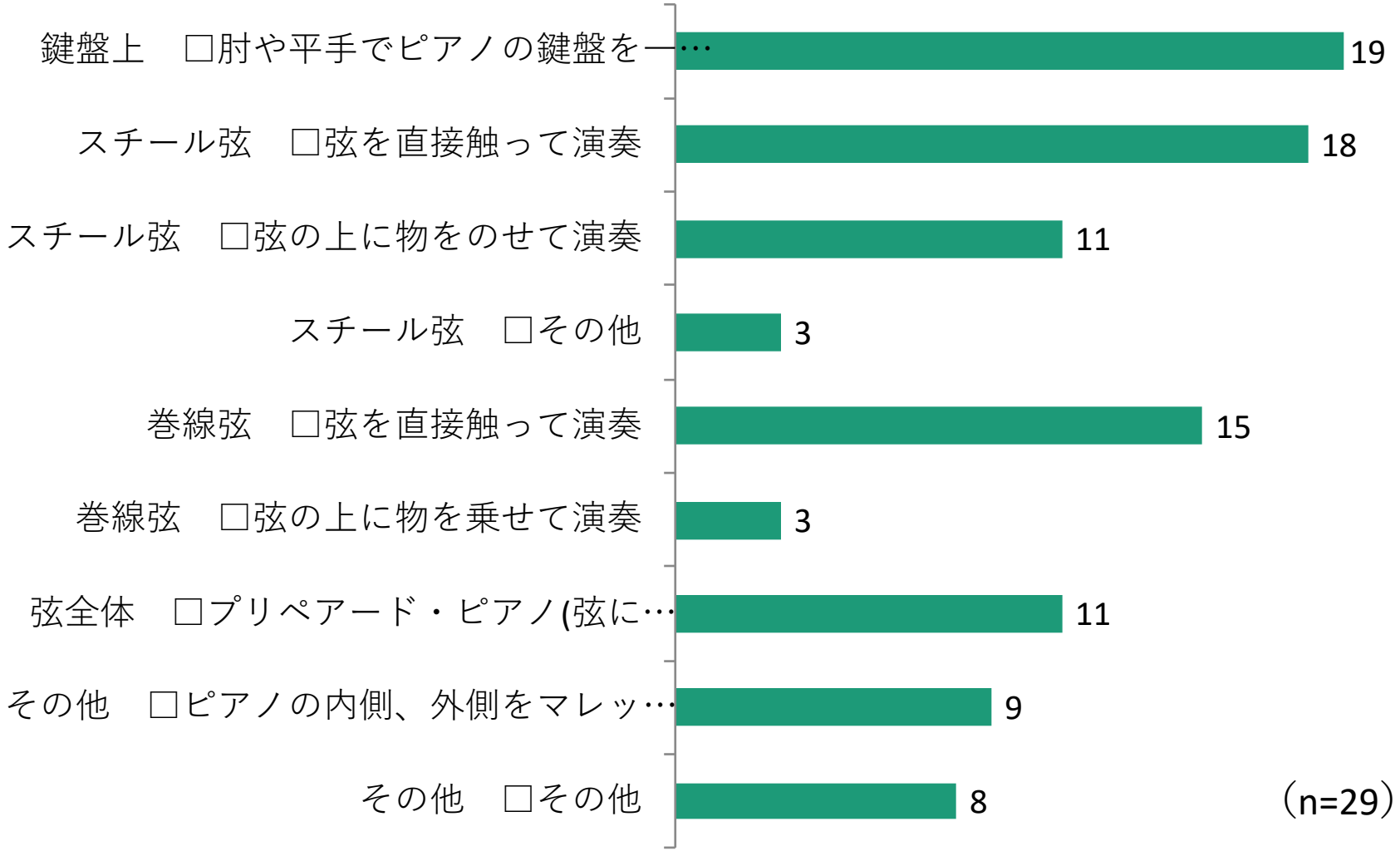
鍵盤上　□肘や平手でピアノの鍵盤を…
19
スチール弦　□弦を直接触って演奏
18
スチール弦　□弦の上に物をのせて演奏
11
スチール弦　□その他
3
巻線弦　□弦を直接触って演奏
15
巻線弦　□弦の上に物を乗せて演奏
3
弦全体　□プリペアード・ピアノ(弦に…
11
その他　□ピアノの内側、外側をマレッ…
9
その他　□その他
8
（n=29）

可能な奏法（記述説明）1/2

【調律師の立会、点検、原状復帰】

- 公演日、終日調律師立会のもと、現状復帰を条件とする。
- ホール指定調律師立ち合いのもと許可を得たうえで行う。ダンパーに触れないこと。
- ホール指定調律師の指示に従い、公演後ピアノを原状回復すること。
- 調律師の立ち合い（演奏後確認）素手で弦を触らない。
- 調律師の立ち合いが必要。弦、本体に傷をつける恐れがあることは不可。
- 調律師が了承した奏法のみ可とする。調律師の立会の元に演奏すること。演奏調律師に調律師の点検を受けること。
- 調律師の立会が条件。破損、変形等は原状復帰してもらう。
- 優秀な調律師の立ち合いのもと、特殊奏法には十分な理解と経験のある演奏者であること。
- 弦を触る場合は調理師立会いのもと、手袋や布越しに触れること。演奏後の調律。誓約書への署名。
- 許可をしてもいい内容の場合、必ず調律師（劇場指定業者）に立ち会いしてもらい、特殊奏法終了後、状態確認を必ず行ってもらう。
- 演奏後、調律師等による原状復帰（メンテナンス）を行っていただくように主催者にお願いしている。
- 事前にどういった演奏か動画を提出していただき、指定調律業者さんと相談の上可否を判断している。
- 事前の相談。その後ホール責任者、調理師立ち合いのもと確認。加えて、一度通しで演奏をしてもらい実際の流れを確認。という手順を踏んでもらう。

可能な奏法（記述説明）2/2

【損害の責任】

- ピアノに損害があった場合は賠償していただく。
- 打ち合わせの際に、何かあった場合の責任をとっていただけるようお話をしている。
- 事前申告をすること（当日判明の場合は演奏中止）。ピアノへの不具合が見つかった場合全額保障いただく。

【使用上の条件提示】

- 弦に手で直接触れないこと。弦に金属物を乗せたりしない事。
- ピアノの弦を傷つけないこと。
- 楽器を傷めないこと。原状回復ができること。
- 現状復帰できる、楽器を痛めない技術を持っているピアニストのみ許可。

【機種の限定】

- 使用するピアノを限定（ヤマハG2のみ）。
- 特殊奏法はカワイで対応。ただし公演終了後に要調律。ペトロフはペトロフに適した奏法を選んでもらう。

【その他】

- 一度しか経験がないので、乱暴に扱わないで下さいとだけお伝えした。
- 特にないが、内容を把握した上で応相談（原則、自主事業のみ可能）。
- 原状復帰はできるようにお願いしている。
- 事前に奏法内容を確認する。
- 原則として、ご自身のピアノを持ち込んでいただくようお願いしている。
- 上記5-1のような演奏をする場合はピアノを持ち込んでいただく。

過去２年以内での特殊奏法を含む公演の有無

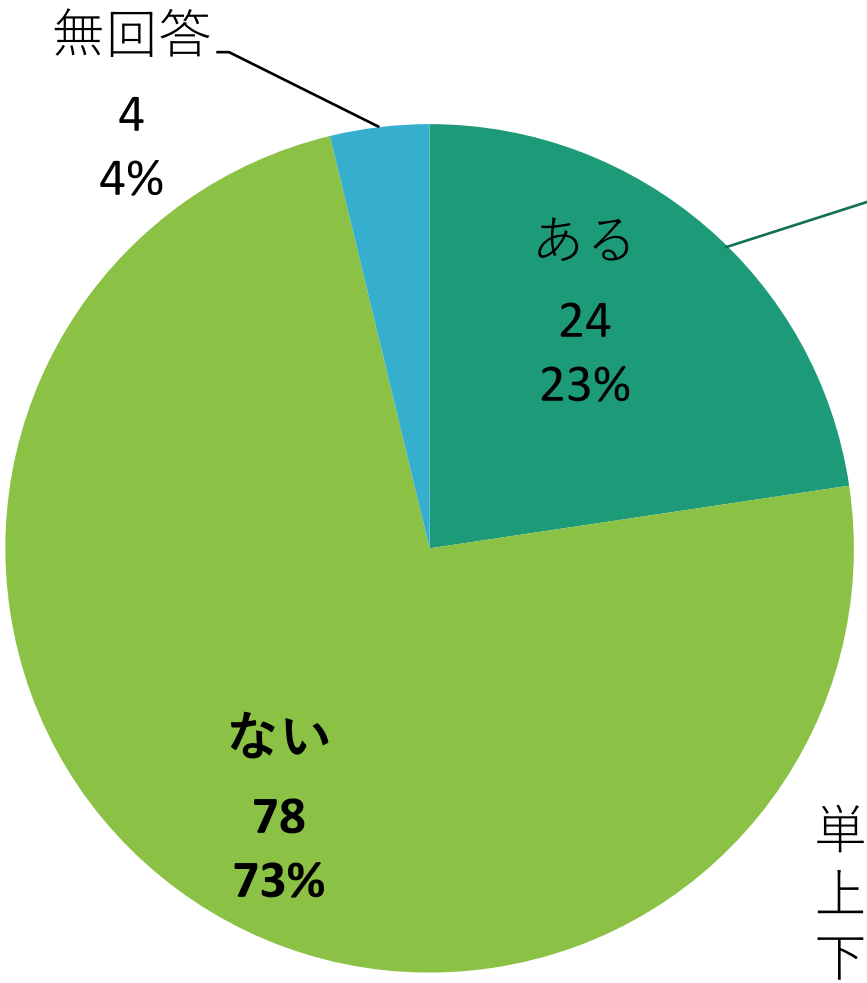

過去2年以内で特殊奏法を含む公演が「ある」場合の対応については次頁

単位
上段：回答数
下段：割合（N=106）

（過去２年以内での特殊奏法を含む公演が）「ある」場合（24件）の対応（複数回答可）

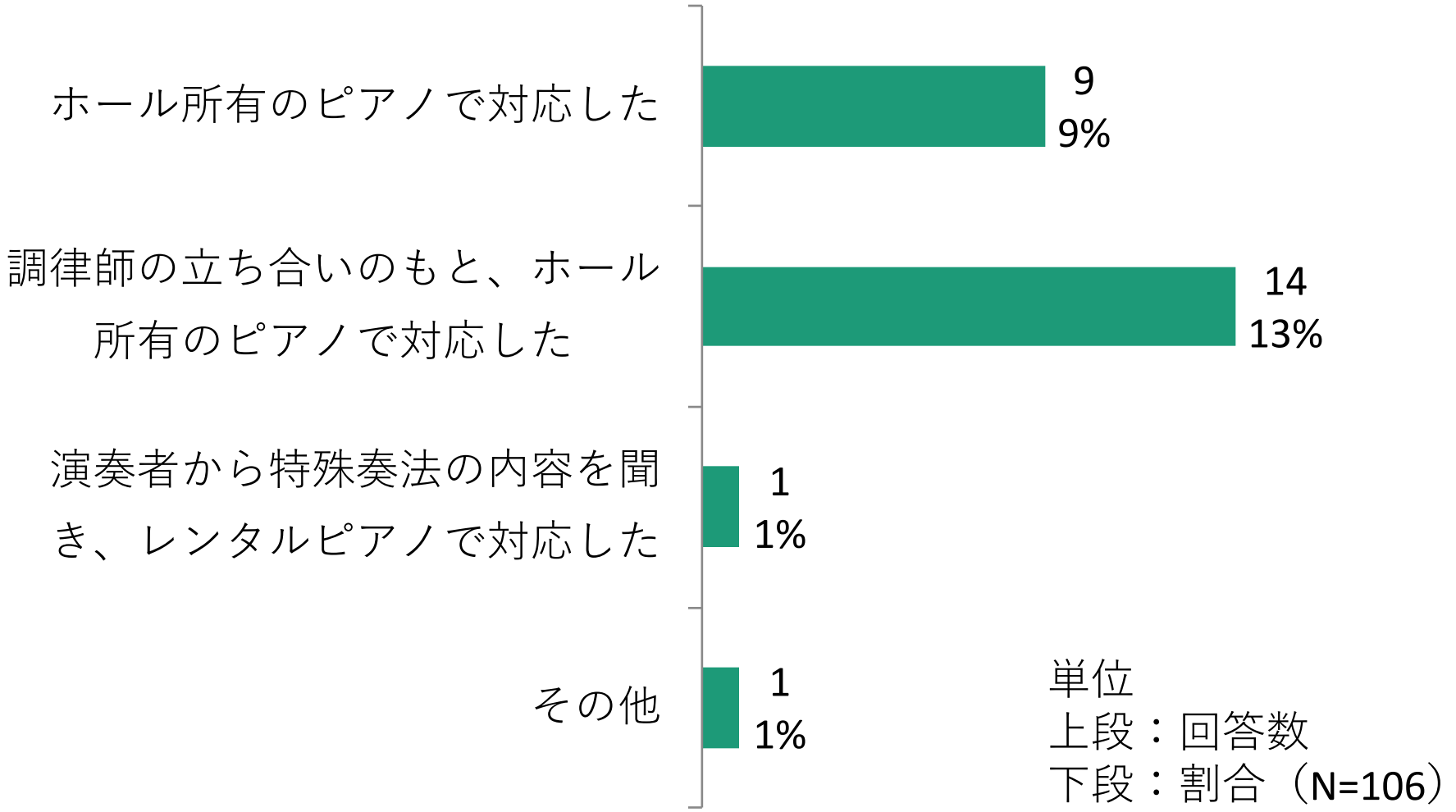

単位
上段：回答数
下段：割合（N=106）

（過去２年以内での特殊奏法を含む公演が）「ない」場合（78件）の理由や状況（複数回答可）

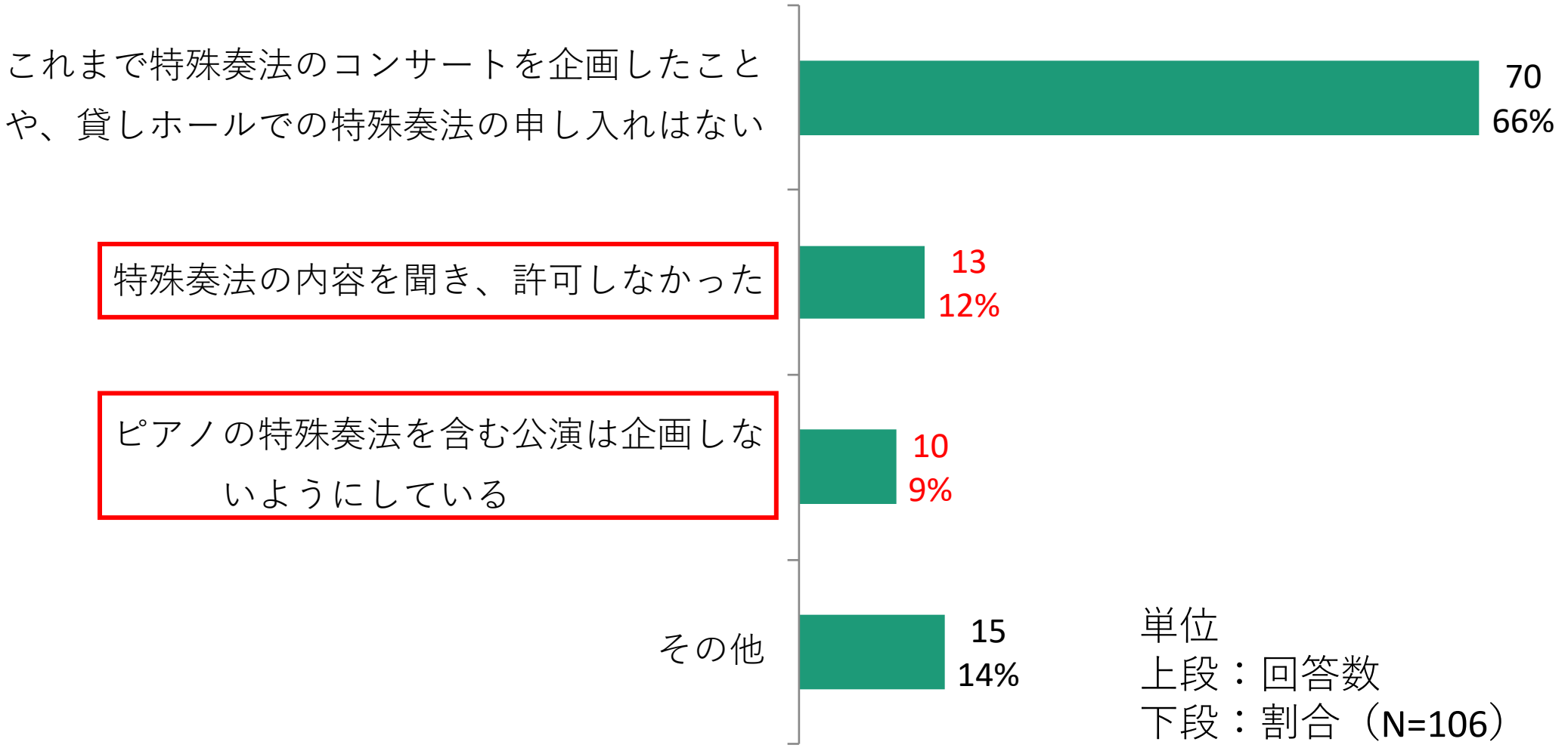

単位
上段：回答数
下段：割合（N=106）

特殊奏法を含む作品の公演を行う中でこれまでにトラブルがあったか（複数回答可）

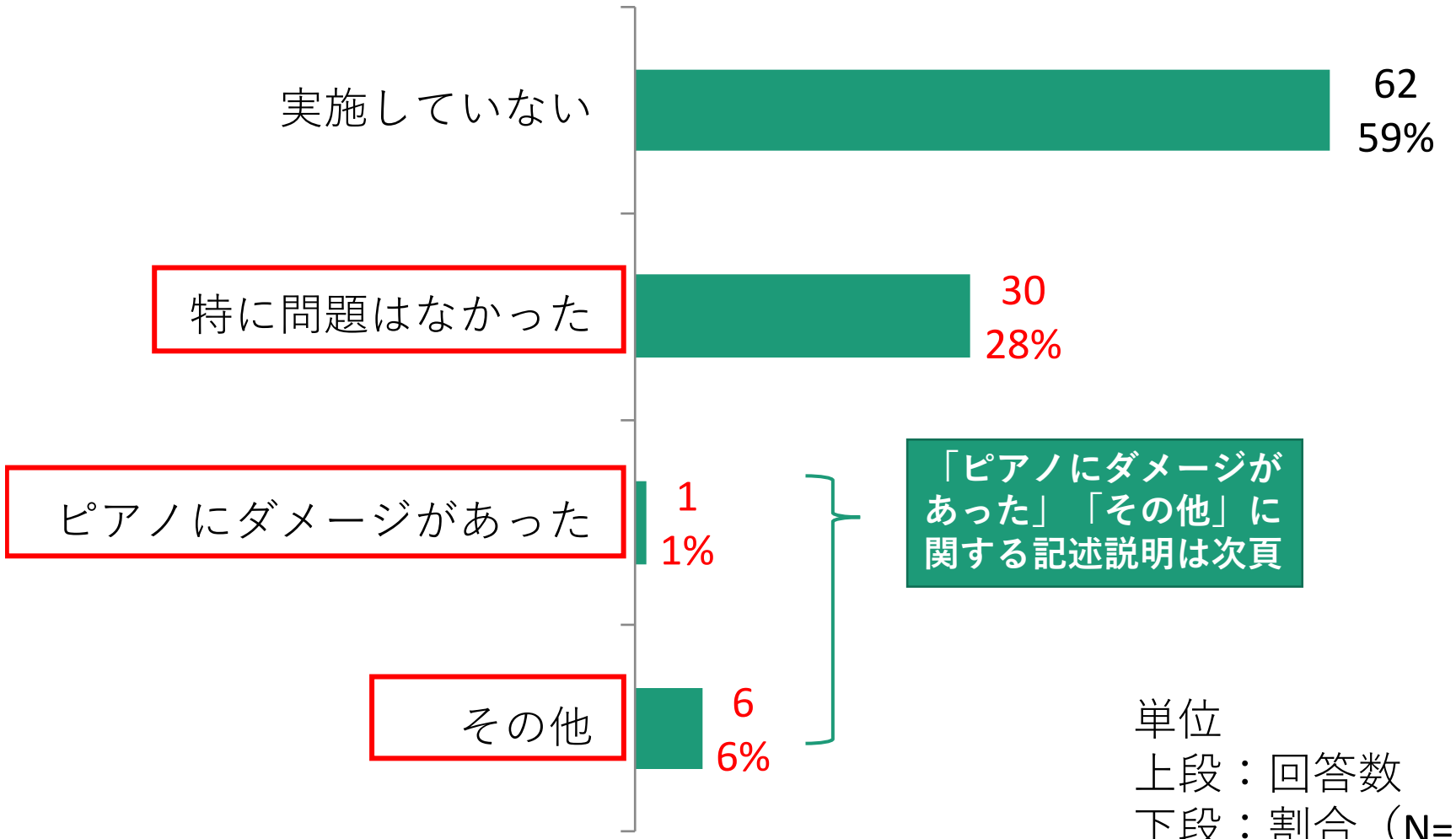

単位
上段：回答数
下段：割合（N=106）

「ピアノにダメージがあった」場合や「その他」の記述説明

【明らかなダメージの記述】

- 弦のサビ、変色、調律が狂いやすい。（その後の対応として）使用するピアノを限定する事とした。サビについては今のところ未対応。
- 肘でひいて鍵盤が取れた。

【具体的なダメージか不明な記述】

- 過去に無断で行われ、ピアノの弦にダメージを負うケースがあった。
- 無断で奏者が弦を直接触って演奏した。

【明確なダメージとは言いにくい記述】

- 明らかに特殊奏法に起因すると思われるダメージを確認したことはない。
- その後利用予定のお客様から不安の声があがったが、実際ダメージはなく、その後も問題なく利用できている。

【持ち込みピアノで対応した記述】

- プリペアードピアノを持ち込んでいただいたので当センターのピアノには影響なし。
- 持ち込みピアノで対応したため、特にトラブルはなかった。

ピアノの特殊奏法を含む作品の公演について（個人的に）どう考えるか（複数回答可）

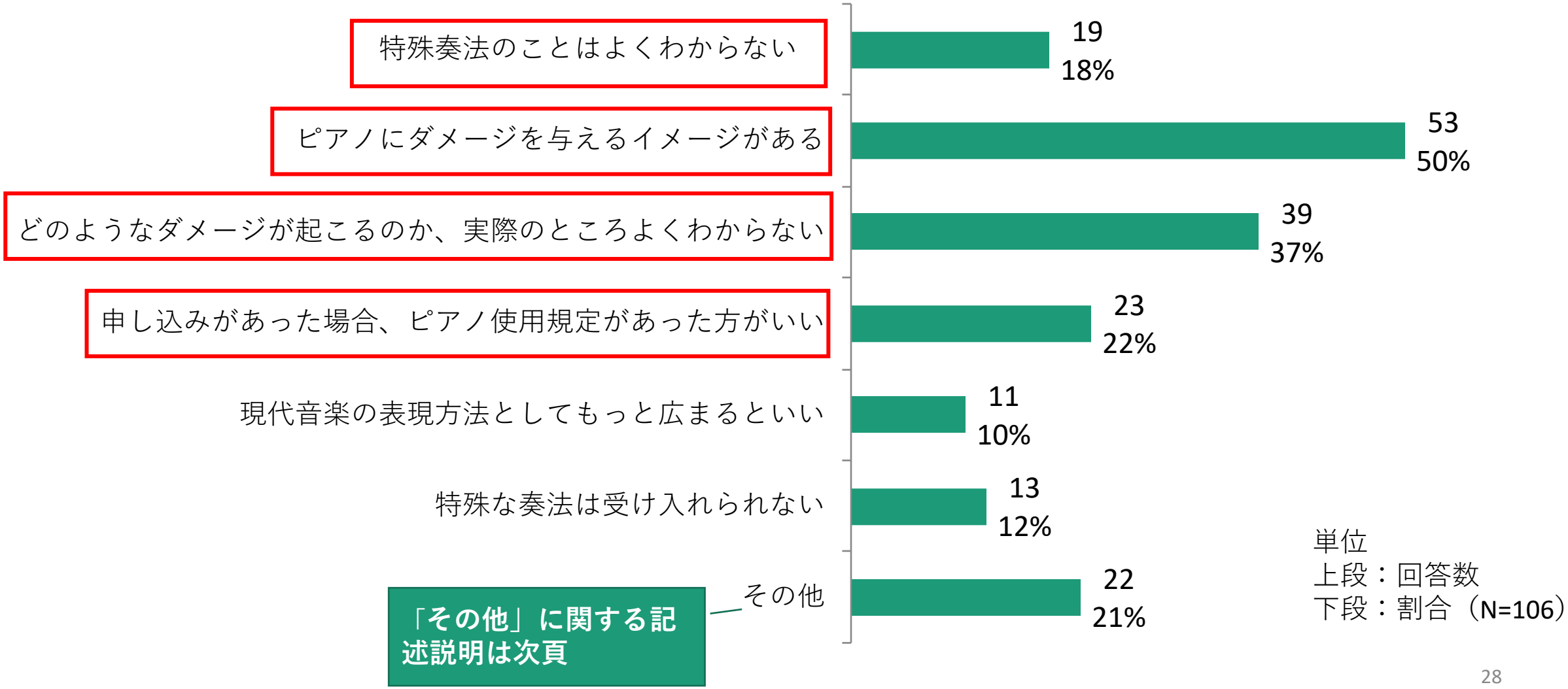

調査結果①まとめ：ピアノの所有状況

- 1ホールあたりの平均所有台数は、5.71台だった
- ピアノ総数のうち、最も多い機種はヤマハで全体の45%、続いてスタインウェイが31%、カワイが11%だった

調査結果②まとめ：ピアノに関する規定

- ピアノの購入、保守・管理に関する組織規定がある施設は、全体の34%（36施設）だった
- 調律の必要がある場合、「ホール指定業者と主催者指定業者の両方の業者が可能」としている施設は58%（61施設）と最も高く、続いて「ホール指定業者」に依頼している施設が31%（33施設）だった
- ピアノの使用規定の有無については、使用規定が「ない」施設が63%（67施設）だった
- **ピアノの使用規定を有する施設のうち、特殊奏法に関する規定が「ある」施設は54%（20施設）、そのうち8割の施設（14施設）は使用規定の中で所有ピアノでの特殊奏法を認めていない。**

調査結果③まとめ：ピアノの特殊奏法について

- **「所有ピアノで特殊奏法は可能か」について、「いいえ」と回答した施設が全体の41%（43施設）**、「企画したことがない」施設は31%だった。
- 過去2年以内で特殊奏法を含む公演が「ある」施設は全体の23%（24施設）、そのほとんどの施設（23施設）は（調律師の立ち合いも含め）ホール所有のピアノで対応している。
- **過去2年以内で、特殊奏法を含む公演が「ない」と回答した施設（78施設）の理由に、「特殊奏法の内容を聞き許可しなかった」あるいは「企画しないようにしている」という回答が29%（23施設）、全体106施設のうち21%あった。**

調査結果③まとめ：ピアノの特殊奏法について

- 過去に特殊奏法を含む作品の公演を行ったことがある施設（35施設）の中で、**これまで「ピアノにダメージ」があったと回答した施設は　１施設のみ、「その他」の記述内容をみても、明確なダメージとはいえないケースも見られる。**
- **「ピアノの特殊奏法を含む公演についての（個人的な）考え」として最も多いのが「ピアノにダメージを与えるイメージがある」で50%（53施設）、続いて「どのようなダメージが起こるのか、実際のところよくわらかない」が37%（39施設）、「申し込みがあった場合、ピアノ使用規定があった方がいい」が22%（23施設）、更に「特殊奏法のことはよくわかない」が18%（19施設）だった。**

考察

- ホール等の施設において特殊奏法を認めていない施設は全体の41%、またピアノ使用規定の中でも、その8割は特殊奏法を認めていないのが現状である。また、本調査では、実際に過去2年以内で、特殊奏法を含む作品の公演実施の希望があっても所有ピアノの使用を許可しなかったケース、あるいは施設側も特殊奏法を含む公演を企画しないようにしているケースが散見された。
- 一方、過去に特殊奏法を含む作品の公演を行った施設（35施設）の中で、明らかにピアノにダメージがあった施設は1施設のみであり、ほとんどの施設は調律師立ち合いのもと特に問題なく実施できている。
- すなわち、本調査の「特殊奏法を含む作品の公演についての考え」の回答から確認できたように、**施設担当者等の特殊奏法に関する知識不足や実際どのようなダメージが起こり得るのか検証されていないことにより、ピアノにダメージを与えるイメージだけが先行してしまい、新たな芸術創造環境の場が制限されているといえるのではないか？**

今後の課題

①　ホール等の施設においては、ピアノの特殊奏法の種類及びそれらの各ピアノ機種への影響に関する正しい情報を収集し、そうした情報を施設管理者および調律師等と共有することで人材育成を図る必要性

②　演奏家、作曲家、調律師が一体となり、全国のホール等の施設管理者の一つの指針となるべく特殊奏法に関するピアノ使用指標を作成すること

③　諸外国におけるピアノの特殊奏法の実施状況に関する調査を実施し、ピアノ使用指標を作成する際の参考にすること

④　本調査は、ピアノの特殊奏法の実施環境という枠を超えて下記のような問題も提起している。

１）芸術家が新たな表現の可能性を追求する際、それを上演する必然性や意義を施設側にきちんと説明できているのか？

２）「国民の生活においていわば公共財ともいうべき存在」である文化施設側（劇場・音楽堂等）は、「文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場」として、芸術家が生み出す新たな表現方法を可能な限りサポートしプロモートすることを一つの役割（使命）として捉えることができるのではないか？

引用：「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」（平成24年法律第49号）

ご一読いただきありがとうございました。